

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月25日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約をする内容

- (1) 業 務 名 五軒市民センター管理業務
- (2) 業務内容 建物管理業務
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 発 注 課 市民協働部市民生活課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条に規定するシルバー人材センター

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和6年3月
- (2) 見積書提出先 市民協働部市民生活課